

『法苑義鏡』における大種造色と表無表について

井 上 英 正

善珠（七三〇七九七）の『法苑義鏡』は、慈恩（六三二）六八二の『法苑義林章』の注釈書であり、『大正大藏經』七十一卷、『大日本仏教全書』三十卷、『日本大藏經』六十二卷に納められている。

しかし、これらの『法苑義鏡』は、『法苑義林章』七卷二十九章中六章を注釈した部分しか現存しておらず完全なものではない。また、表無表に関する部分を未受戒者には説くべからずという理由等で分離別行されている場合もある。

龍谷大学図書館蔵の『法苑義鏡』は、次の六種類である。

一、『法苑義鏡』

六冊本

版本

* 卷之五下の大種造色義下の奥書には、「天明七年丁未四月御免 寛政九年丁巳七月刊行」とある。

二、『法苑義林義鏡』

七冊本

写本

* 五心章・諸乗章の奥書には、「永久四年書寫 天治二年復寫云云」とある。

三、『大乘法苑義鏡』

五冊本

写本

* 表無表義林の奥書には、「天明七年請之於御室長時院而寫得訖（略）」とある。

四、『義林義鏡』

四冊本

写本

* 断障章の奥書には、「于時安永第六丁酉十月三日於京兆佛具屋町熊田氏僑舍書寫並校点了」とあり、表無表章の奥書には、「享保八年癸卯六月二十八日（略）」とある。

五、『法苑義鏡』

二冊本

写本

* 五心義の奥書には、「慶長十一年丙午十二月（略）」とあり、大種造色の奥書には、「慶長十二曆（略）」とある。

六、『法苑義鏡』

一冊本

写本

* 奥書は存在せず。

以上の六種類の『法苑義鏡』の内容は、特に大種造色（一の『法苑義鏡』・二の『法苑義林義鏡』・三の『大乘法苑義鏡』・四の『義林義鏡』・五の『法苑義鏡』に所収）と、表無表（二一の『法苑義林義鏡』・三の『大乘法苑義鏡』・四の『義林義鏡』・六の『法苑義鏡』に所収）については多く書き残されており、内容も多少の違い

いがある。

例えば、『法苑義鏡』巻六の表無表義林にある「疏第七卷等（中略）十二心也³」の文は、四の『義林義鏡』では、「此の文は後人之を加えた。此章の中には十二心の事無きが故に」という文があるが、奥書によると一番古い二の『法苑義林義鏡』には、同じ文は載っているが後人云云については何も触れられていない。

このようになぜ大種造色と表無表は、多く書き残されたのであろうか。

その理由としては、表色と無表色が色という名をつけているのにも関わらず、本来は表業と無表業としての意味合いの方が強く、色というものを整理する意味で、大種造色と表無表を研究する必要があったからである。

表無表の定義は、『法苑義鏡』巻六の表無表義林に、

一表色等者。表謂表示。由動三身等⁴表三示内心⁵名之爲體。即是色處表色。故爲⁶色。無表翻⁷此。無表三示功⁸故名⁹無表¹⁰。

とあるように、表とは表色のことで、有情の内心を身体などの動きによって表示するものをいう。無表とは無表色のことで、表を翻したものなので有情の内心を身体などの動きでは表示できないものをいい、善・悪の行為をおこなった後に生じた余力が潜在して表示されない状態をいう。

色については、『法苑義鏡』巻五本の大種造色義に、

色有三十五。謂從青色二至空一顯色。二十五中青黃赤白四是有。餘皆是假。⁴

とあり、『法苑義鏡』巻六の表無表義林には、

假身表業以色處中表色爲性者。對法第一說三十五種色。謂青黃赤白。長短方圓。龜細高下。正不正。光影明闇。雲烟塵霧。迴色表色空一顯色。此二十五皆色處攝。二十五中表色其一。故云二色處中表色爲性。⁵

とあるように、顯色は青・黄・赤・白・光・影・明・闇・雲・煙・塵・霧・空一顯色の十三であり、そのうち法相宗では青・黄・赤・白の四つを実有として、残る他は仮とする。形色は長・短・方・円・高・下・正・不正の八つであり、形の見得るべき物質をいう。表色は行・住・座・臥・取・捨・屈・伸の八つであり、可見の義にて名づけたのである。このように、顯色で色を、形色で形を、表色で動作を表したのである。

しかし、この表色の動作が終了した後には何も残らないかという疑問があり、その動作が習慣化したときには、習慣化した影響が身体内部に残るのではないかという考えが生じてきて、いわゆる無表色という色が必要になったのである。

また、『法苑義鏡』巻五本の大種造色義に、

文無既假仮至三造色通假者。此章家文也。無表既假等者。若別脫無表於三思種一假立。若定道無表於三現思一假立。故云三無表既假。

別脱定道二種無表一向唯善。若不律儀無表唯不善性。故云「許通善惡」。大種唯實造色通假色者。此即第六就「假實其辨體門」也。

とあり、『大乘法苑義林章』卷三の大種造色章には、

故瑜伽六十四說。色・聲・表色假通善・惡。實唯無記。無表既假。許通善・惡。無漏大造一切唯善。大種唯實。造色通假。

とあるように、無表の場合は別解脱戒の無表は思の種子に仮立し、定道戒の無表は現行の思に仮立するので仮であるとしている。また、別解脱戒や定道戒の二種の無表は唯善だが、不律儀は不善性であるがゆえに善惡に通じるのを許す。そして、大種は唯実で造色は仮に通じるとするのである。

『大乘法苑義林章』卷三の大種造色章には、

第三假實分別者、若表・無表二業三業皆是假立。然有差別。身・語二業假表業體。實是表色非是業性。(中略)五十三說。一切表業皆是假有。其發身・語現行之思。實是業性招異熟。故而非身・語。亦非是表。亦非是色。假名身・語表色。所發是表。所防・所發俱是色故。思假名色。其無表色實是無表。無所表示。故。而體非色。亦從所發・所防假名爲色。

とあるように、表色と無表色は、本来は色というより表業と無表業とすべきだが、説一切有部が無表の体は四大所造の実色であるという主張を法相宗では破し、思の種子上の機能を以て、あるいは現行の思を以て、非色の法を無表の体と定め、所発と所防(戒でいう諸善發生と防非止惡)という二つの

理由を強調したいがために色と仮に名づけるのである。

つまり、表無表の章で正しく色や戒を判断するには、大種造色の章で説一切有部などの他宗派の教学や法相宗の大種を實とし造色を仮とする教学等を理解する必要があるためである。

そのため、後世の人は大種造色と表無表の写本を書き、日本では現存する最古の『法苑義林章』の注釈書である『法苑義鏡』で善珠の色・表無表・戒などの解釈を研究する必要があるためである。

- 1 大正四五所収
- 2 大正七一・二七二・c
- 3 大正七一・二五四・c
- 4 大正七一・二三〇・a
- 5 大正七一・二六七・a
- 6 大正七一・二三〇・a
- 7 大正四五・二九四・c
- 8 大正四五・三〇一・c
- 9 拙稿「善珠の戒について」(『印度学仏教学研究』四一卷第二号・平成五年三月)。

〈キーワード〉 善珠、『法苑義鏡』、大種造色、表無表
(龍谷大学文学研究科研究生)